

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年香川県公告第百三十七号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高松ショッピングセンター 高松市香西本町一番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

周辺環境に配慮した交通安全対策の徹底、道路渋滞の解消に万全を期すこと。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1 意見書を提出した者

一 高松商工会議所

二 株式会社マルナカ

2 意見の概要

一 高松商工会議所

ア 交通対策について

南方面からの来店は、香西中央通り（臨港道路香西東本線）を利用することになるが、香西中央通りは、片側一車線であり、交通渋滞は避けられない。香西中央通り周辺は、住宅も多く、中学校をはじめ、小学校、幼稚園、保育所等があり、児童の交通安全や周辺地域の日常生活環境を脅かすものである。

南・西方面への退店は、香西中央通り一本となり、香西大橋東交差点は、マルナカ新香西店の利用者もあり、大渋滞を起こすことは確実である。このことで、同交差点を中心として、さぬき浜街道（県道高松王越坂出線）の生活・産業道路としての機能及び周辺生活道路の機能を大きく低下させることは必至であり、当地区北・西地域の事業者の円滑な事業活動を大きく妨げることになる。

東方面からの来店について、さぬき浜街道（県道）上を立体交差で占有する私道の進入路を建設することは、原則的には認められないものとする。計画地において、計画規模の出店をすれば、現道路の交通容量を大幅に超え、交通混乱が避けられないことは明らかであるため、交通混乱を緩和する方策として立体交差による進入路を計画しているが、現道路で対応不可能な出店計画をすべきではないと考える。

また、交通混雑緩和を回避することを根拠として、立体交差による進入路の建設を認めたとしても、計画地周辺道路の交通容量がゆめタウン高松の周辺道路と比べ弱体であることも考慮すれば、交通渋滞や危険性が十二分に回避され難いことは、ゆめタウン高松の事例でも明らかである。

イ 騒音対策について

環境基準では全ての受音点で基準値以下であるとしているが、あくまで予測によるものであって、不確定要素が非常に高いものと思慮される。さらにその数値も基準値ぎりぎりのものもある。

ウ 防犯対策について

計画地の北側は、住宅もなく、夜間は無人地帯となる。こうした地域であるからこそ、二十四時まで営業する当計画は、青少年の溜まり場となり、非行の温床となることが強く懸念される。

二 株式会社マルナカ

香西大橋東交差点の北側流入部における右折専用レーンの延長は短く、車線幅員も狭い。北側より大型貨物車両が多数出入するため、大渋滞を起こし、近隣住民にも迷惑をかけるので、出入口三、四、五、六、七を取り止めること。また、来客車両の出入は、県道高松王越坂出線より左折入庫で行い、右折入庫はオーバーパスで行うこと。さらに、同交差点は大渋滞を起こすので、出庫車両は全て同県道を高

松方面に左折出庫させ、同交差点方向には一台も通過させないようにすること。

または、臨港道路香西東本線の出入口四、五、六、七を取り止め、出入口三をできるだけ北側に寄せて設置し、右折入庫車線を取り、南側への来客者の出庫も、右折・直進・左折車線を計画敷地を道路敷地として寄付して、香西大橋東交差点の渋滞緩和を図ること。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日（金曜日）から同年八月二十一日（月曜日）まで